



2025年5月28日

各 位

会社名 第一実業株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 船渡雄司  
(コード番号 8059 東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション課 小川 亮子  
(TEL 03-6370-8691)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年12月11日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、2025年6月24日開催予定の第102期定時株主総会（以下、「同株主総会」という。）でのご承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の第102期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

これに伴い、定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。
- (2) 機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設（改定案第24条）。
- (3) 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設（改定案第38条）。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大（改定案第27条）。
- (5) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第14条を削除。
- (6) 会社法の定めに応じた運営とするため、現行定款第19条及び現行定款第27条を削除。
- (7) その他、上記の各変更に伴う条数の整備及び字句の修正など、所要の変更。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年6月24日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	改 定 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p><u>第6条 (自己株式の取得)</u>  <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条 ～第9条(条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)            1. (条文省略)            2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規則)            当社の株式に関する取扱い、法令又は本定款に定めるもののほかは<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p><u>第14条 (招集地)</u>  <u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>第15条 (招集及び議長)            総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき社長</u>がこれを招集し議長となる。社長に事故ある場合は、<u>取締役会の定めた他の取締役</u>がこれに代る。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 (決議の方法)            1. 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがあ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人)            1. (現行どおり)            2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第10条 (株式取扱規則)            当社の<u>株主権行使の手続きその他株式</u>に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほかは<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役に</u>おいて定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第13条 (招集及び議長)  <u>株主総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき社長</u>がこれを招集し議長となる。社長に事故ある場合は、<u>取締役会の定めた他の取締役</u>がこれに代る。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (決議の方法)            1. <u>株主総会</u>の決議は、法令又は本定款に別段の定め</p>

現 行 定 款	改 定 案
<p>る場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第18条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 前項の代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (議事録)</p> <p><u>総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印し、当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (員数)</p> <p>当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (選任)</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって<u>これを選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第23条 (任期)</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>がある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第16条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (員数)</p> <p>1. 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p>2. 当会社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任)</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>1. 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで</u></p>

現 行 定 款	改 定 案
<p>第 24 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (招集及び議長)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (決議の方法)</p> <p>1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条 (議事録)</p> <p><u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領、その結果及びその他の事項を書面又は電磁的記録を以て議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p> <p>第 28 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>とする。</p> <p>第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (招集及び議長)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (決議の方法)</p> <p>1. 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (取締役会規程)</p> <p><u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 26 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別</u></p>

現 行 定 款	改 定 案
<p>第 29 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第 30 条 (監査役及び監査役会) 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第 31 条 (員数) <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 32 条 (選任) 1. <u>監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</u> 3. <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 33 条 (任期) 1. <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	<p><u>して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第 28 条 (監査等委員会の設置) 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	改 定 案
<p>第34条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第29条（常勤の監査等委員）  <u>監査等委員会の決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第35条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</li> <li>2. <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</li> </ol>	<p>第30条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</li> <li>2. <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</li> </ol>
<p>第36条（決議の方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を以てこれを行う。</u></p>	<p>第31条（決議の方法）  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</u></p>
<p>第37条（議事録）  <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領、その結果及びその他の事項を書面又は電磁的記録を以て議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第38条（報酬等）  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第39条（社外監査役との責任限定契約）  <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第32条（監査等委員会規程）  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条（現行どおり）</p>
<p>第43条（報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第36条（報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>

現 行 定 款	改 定 案
<p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 45 条 (剰余金の配当)</p> <p>当社は、<u>定時株主総会の決議によって毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 46 条 (中間配当)</p> <p>当社は、<u>毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、取締役会の決議によって会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>第 47 条 (除斥期間)</p> <p><u>剰余金の配当及び中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 39 条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>1. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 40 条 (配当金の除斥期間等)</p> <p>1. <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭には利息はつけないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>2025 年 6 月開催の第 102 期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>